

第1回「京都市ペット霊園対策検討審議会」議事録

日時 平成26年7月1日（火）午後1時から午後3時

場所 ホテル本能寺 西館5階「雁（かりがね）」

【1 開会】

【2 京都市挨拶（審議会開催趣旨）】

【3 委員紹介，会長選出】

冒頭，審議会の成立を確認し，委員の互選により槇村委員を会長に選出。会長の指名により，職務代理者を檜谷委員に決定。

【4 議題】

- 槇村会長　それでは，議題に入らせていただきます。本日の議題，（１）として市内におけるペット霊園の現状と課題についての報告と（２）として審議事項の説明です。それでは一括して事務局の方から御説明お願いいたします。

【（１）市内におけるペット霊園の現状と課題について（報告）】

- 事務局　まず資料３に付けさせていただいています，動物の死体の火葬・埋葬の現状を御説明させていただきます。

１の「動物」に係る規定ということになりますと（１）の動物の愛護及び管理に関する法律第２条に「動物が命あるものであることにかんがみ」ということで動物愛護の趣旨に基づいた法律でございます。その第３６条に「都道府県知事は，通報があったときは，その動物又はその動物の死体を収容しなければならない」と規定されております。動物が亡くなりましたら京都市では環境政策局の方で回収させていただきまして，それを火葬させていただいている状況でございます。

一方で（２）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では動物の死体は「廃棄物」と規定されています。旧厚生省の通知では，動物霊園事業で取扱っている動物の死体は同法第２条第１項の廃棄物には該当しないと規定されています。これにつきましては，動物を飼っておられる方が宗教上，社会慣習によりその死を人と同様に弔いたいという気持ちがございますので，廃棄物という取扱いにはなっていないということです。

一方，２の「人」に係る規定で人に目を移しますと葬祭につきましては葬儀・葬祭の執行に当たりましては国又は自治体の許認可は不要ということになっております。それと（２）に書かせていただいております火葬・埋葬・墓地等につきまして火葬場，墓地及び納骨堂を経営しようとする者は墓地，埋葬等に関する法律によりまして都道府県知事，京都市の場合は京都市長になりますけれども，その許可が必要ということになります。人の場合は火葬，埋葬及び改葬，収蔵した焼骨，いわゆる火葬した骨を他の納骨堂に移す時には市町村長の許可が必要と厳しく規定されています。こういったところで人と動物との違いがございました。

３の（１）ペット動物の死体の処理方法の現状ですが，①，②，③と書かせていただいております。①が飼い主自らが処理，自宅等の所有地に埋葬されるケース，②が

飼い主が地方自治体、先ほど申しましたとおり京都市の方に処理を依頼され火葬される方法。③が飼い主の方が民間事業者、いわゆるペット霊園とかペット動物の墳墓を持っておられるお寺に納められるという3つの方法が考えられます。

(2)に埼玉県的事件と書かせていただいておりますが、今から4年前に、埼玉県でペット動物の死体を不法投棄する事件がございました。ペットの死体に関する規制につきましては、関東方面がかなりそういった事件がございましたので進んでいる状況であります。

4のその他関係する法令ということで、動物の火葬に伴って生じうる公害を防止する観点から、悪臭防止法、大気汚染防止法などがございます。ペットの火葬施設が非常に小さいところから、法律には該当しないこともございます。

今から4年程前に動物愛護の法律が改正される際に、ペット霊園、ペット火葬につきまして動物愛護法の中に入れるべきか、入れないべきかという議論がございました。最終的には動物愛護管理法につきましては生きている動物が主体であるということで入らなかった状況にあります。ただ、それを受けまして、いろいろな自治体が条例で規制を加えておりますのが、動物の死体の火葬、埋葬の現状でございます。

市内におけるペット霊園の現状と課題でございますが、私どもも何らかのペット霊園等に対する規制を加えなければいけないということで、庁内で論議をさせていただきました。その時に現状を知らなければ、規制を論じることができないということで、昨年12月に市内におけるペット霊園等をホームページ等で調べさせていただいて調査させていただきました。

市内のペット霊園のうち、実態があり調査ができたものが10カ所、実態があったが調査は困るということで御協力いただけなかったものが3カ所ございます。あと、受付業務ということで事務所だけであったところが5カ所ございました。実際調べさせていただいたら石材店であったりペットホテルであったり対象外の所が2カ所、実際現地に赴きましても実態が分からなかった、所在が無かった、建物が無かったというのが6カ所ございました。ほか、市域を営業エリアとする移動火葬車2業者に御協力させていただいて調査をさせていただいた状況です。

調査方法は、関係局の職員がチームを組みまして、立入調査をさせていただきました。

(4)の調査結果の詳細については別添の方に付けさせていただいておりますが、10カ所につきまして調査させていただきました。表を見ていただきますと分かるようにペットのお墓を所有しているところが8カ所、納骨堂が4カ所、火葬施設があったところが2カ所、あと、人と同様に葬儀場を設けているところが6カ所でございます。用途地域も行政区の隣に書かせていただいております。全体の分布図を別添1に載せております。そのうちのお寺につきましては、数字の横にお寺と書かせていただいております。例えば1番、8番、2番、5番、10番。京都市内のお寺は多いので、そのお寺の一角に区画されて動物のペット霊園とされているところがございました。

ただ、火葬という業態はございません。あくまでも墳墓とか納骨堂という形でされて
いました。

あと、火葬施設の件ですが、分布図を見ていただいたら分かると思うのですが、市
街地ではなくて周辺部に火葬施設があります。分布図の6番、4番、3番、9番、7
番。やはり郊外に火葬施設があるという状況です。

先ほどの5ページの表ですがお寺が市街地にありますので、隣接した住宅からの距
離が4～5メートル、また、2～3メートルの所もあります。あと3番と6番の左京
区の施設につきましては、墳墓、納骨堂、火葬施設、葬儀場のこの4つを備えておら
れました。

次のページの移動火葬車ですけれども、移動火葬車につきましては協力いただいた
ところが2業者ございましたけれども、本拠地は亀岡、宇治でした。車につきましても
数台持っておられて、要望に応じてその場所に行かれて火葬されるという状況です。

それと調査させていただいた墳墓、納骨堂につきましては、すべて焼骨、いわば火
葬した骨を埋蔵している状況でございました。それと苦情ということでは、設置場所
を変更した際に1カ所苦情があったけれども今は苦情が無いと聞いております。

2の本市におけるペット霊園の課題ですが、既存施設につきましては、近隣住民と
のトラブルが発生しているということは確認しておりません。ただ、山科区における
事例というのがございますが、それにつきましては、新聞記事を別添3に付けさせて
いただいております。動物霊園各地で火種ということで、山科区の施設は火葬施設が
ありませんが近隣住民の方から反対がありまして、まだ調整されているところでござ
います。その記事を見ていただいたら分かりますが、右の方の下から2段目になりま
すが、全国ペット霊園協会というところがありまして、そこで調べられたところ、全
国で500～600カ所のペット霊園があると書かれております。動物愛護の観点から
いろいろな犬、猫が飼われる、以前でしたらなかなか最期まで見届けるとい
う状況ではなかったですが、やはり動物愛護が進みまして、老犬、老猫を亡くなる
まで面倒を見て、家族と同様に生活をしておられましたので、行く末につきましても
人と同様に弔いたいという御希望があるため、このような数になっていると思われま
す。

以上、動物に関する死体の取扱い等、京都市におけるペット霊園の現状という御説
明をさせていただきました。

●榎村会長 ありがとうございます。今、事務局から市内におけるペット霊園の現状と課題、
動物の死体についての資料3と資料4の御説明いただきましたけれども、何か御質
問等がございましたらお願いしたいと思います。

●北條委員 既存の施設を回られたということですが、どれくらい稼働しているかや需
要について調べられましたか。

- 事務局 別添2に一覧表を付けさせていただいています。1番でしたら80基、4番の施設でしたら1,000基という状況でございます。

- 北條委員 現状の施設では、その規模で足りているという解釈でいいのでしょうか。もう足りなくて、1番では年間契約数80件と書いてあるけれども、施設規模が足りず、断っている状態なのか、これで足りているのか。そこまでは伺っておられないのでしょうか。

- 事務局 需要が足りているか、足りていないかについての調査はしておりません。ただ、日本ペットフード協会という機関がございまして、ペットフードが売れた量から飼われている犬、猫の数の推計をされており、猫につきましては猫の頭数は昨年とほぼ同じであるが、犬の頭数は少々減少しているという統計もございます。

- 榎村会長 9ページの表ですけれども、個人墓と書いてあるのはペットの個別のお墓という意味ですか。

- 事務局 犬、猫のお墓ということです。

- 榎村会長 新聞記事によりますと全国ペット霊園協会というのが書いてありますが、どれくらいニーズがあるのかとかそういうのはございませんのでしょうか。

- 事務局 全国ペット霊園協会と日本動物葬儀霊園協会のホームページを見させていただくと、これからどんどん需要は増えていくという表現をされておられます。

- 笠原委員 全体像を掴むために教えていただきたいのですが、4ページの3(1)にペットの死体の処理法を、①飼い主が自ら処理、②地方公共団体に依頼、③民間業者、寺院等に依頼と分類しています。①の実態はなかなか掴めないと思います。これから審議しようとしているのは③の処理法についてと思いますが、②の実態は③よりかなり多いと思いますが、全国的あるいは京都市としてどれくらいの割合なのか分かりますでしょうか。

- 事務局 ②の場合「飼っておられる犬、猫が亡くなりました。」とお電話されましたら、京都市の場合は京都市中央斎場に人と独立して動物炉がございまして。その中で一個体ずつ火葬しているのではなくて、まとめて火葬している実情がございまして。それにつきましては飼い犬、飼い猫だけでなく、事故等で道路上で亡くなった動物もございまして、野生動物等もございまして。横浜市では一個体ずつ火葬されていますが、本市では一括して中央斎場で火葬しており、何匹というのは把握しておりません。

質問とそぐわないかもしれないけれども25年度でしたら火葬した動物の重さは、43,744kgになっています。

●笠原委員　　ということは②の処理法の場合が数的には圧倒的に多いのでしょうか、ここでは対象とならないということですね。③が条例を作るうえでは参考になるということですね。

●事務局　　感覚的には大半の方が市の方に御依頼されて処理しているという状況であります。一部の方、何%とか正確には掴めておりませんが、人と同様に弔いたいとかいう方もおられます。

●笠原委員　　もう一点教えていただきたいのですが、9ページの表に個別にどのくらいの死体を処理するかデータがありますが、これは犬、猫に限っているのでしょうか。それとも例えば小鳥とか逆にもっと大型なものが対象となることもあるのでしょうか。

●事務局　　すべての施設に聞いたわけではないですが、主は犬、猫です。小鳥とかハムスターとか買っておられる方もおられるかとは思いますが、飼っておられる数の絶対数が犬、猫が一番多いと思います。先ほどの御質問の京都市で引き取った亡くなった犬、猫の数につきましては、調べさせていただきます。

●多々納委員　　今の点で気になっていたのですが、まとめて焼却されてその後は埋立地に持っていかれるとか、やはり廃棄物的に扱われるのですよね。別に集合墓があるとかそういう訳ではないという理解ですよね。

●事務局　　そうですね。人と同様にお墓に祭っているという訳ではないです。

●多々納委員　　人と同様という訳ではなくて、公的なサービスとして焼かれるところまでは面倒を見ていただけるが、それから先はどういう形で埋葬されるかという観点では、今はゴミと一緒に扱う理解でよろしいですか。

●事務局　　そうですね。

●多々納委員　　民間業者で個別の墳墓を持った形ででも、埋葬できるよういろいろなサービスがあってもいいと思うのですが、それぞれのサービスに応じて需要がどれくらいあるのかを把握できているかどうかは大事だと思います。どういったことをここで議論するかということも、実は諮問書を読みましても「規制のあり方や配慮すべき事項について」と書いてあるだけで、量そのものが今後どう推移しそうであ

るかということやサービスあるいはペットの保有状況を比べてみてどうなのかということが少し情報として少なく、その辺のことが何かありましたら教えていただきたいのですが。

●事務局 犬については狂犬病予防法に基づく登録義務があり、25年度末で58,684頭の登録数になっております。猫につきましては登録制度がございませんので実際何匹猫が市内いるのか分からない状況です。ただ、先ほど申しました日本ペットフード協会の推計では、全国の数で犬の場合でしたら25年度で1,087万頭くらいの犬がいるということで、猫の方は若干少なく970万頭くらいの推計を出されております。

●原田委員 2点伺いたいのですが、先ほどペットの処理は飼い主が自分で埋めても構わないとおっしゃっておられたのですが、ペットの死体を埋めたということで、環境面の汚染が一体どの程度起こりうるのかということがある程度分かっていないと、規制をする時の理由付けのひとつにはならないのでは。これ以外にも風俗的感情という問題もありますけれども、ペットの死体の処理が不適切だったことにより環境面への影響がでるのかということについて現在把握している点があれば教えていただきたいというのが1点と、条例を作る場合には需要はさることながら悪質な業者を取り締まるという要素もあるので、山科区の事例がどの程度もめているのかについて、差し障りのない範囲で教えていただければと思います。

●事務局 周りの環境への影響ということですが、死体を埋めると地下水の関係で汚染する可能性もあるとは思いますが、埋められる場所や量によって影響がかなり違うのではないかと思います。

●事務局 山科区の事例ですが、実は山科区の場合は建築物が計画の中にありません。建築物があれば当然都市計画法に基づく開発許可であるとか、建築物の許可等の手続きが要るのですが、あの場所は風致地区でございましてそれに基づく指導は行ってございまして、すでに許可は与えております。

既存の法令上で許可が必要となりますのは、風致条例の許可だけというケースでございまして、事業者の方からは24年2月にペット霊園をしたいとの土地利用の相談がございました。いち早く地元の方が事業計画の情報を入手されまして、それ以降3回にわたって要望書が出ております。要望内容につきましては、大きく3点ございまして、景観が保全されないのではないのかという景観の側面、それから安全面です。当該地が住宅に隣接しております斜面地になってございまして、その安全面について危惧をされております。もう1点は新しい施設ができることによる交通対策上の問題。大きくはこの3点の御要望が出ております。

風致条例上、許可をお出しする際に地元説明会の義務付けは無いのですが、要望書が出される等、地元の方が危惧されておりますので行政指導の範疇で事業者として地元の方の了解が得られるように努力しなさいということで、この間8回にわたって地元の役員さんにお話をされたりと説明会をされていますが、未だ合意形成が無いという状況でございます。

24年2月に初めての相談がございまして、地元説明をされたのですがなかなか了解が得られない、それだけで風致条例の許可をお出ししないという訳にはいかなかったので、同年11月に風致条例の許可をお出ししております。ただ、それ以降も行政指導の中でしっかりと説明をしなさいということで、まだ着工されていないというのが今日時点の状況でございます。

●榎村会長 ありがとうございます。現地がどういう状況か見てみたらよく分かるかと思えますけれども。他の所ではそういうことは起きていないのですよね。しかし、今後そういうことも新設も抑止されるということですよ。

●事務局 今、そういったペット霊園につきましては山科の事例以外には聞いておりませんが、ただ、同じようにペット霊園が御近所に出来てということになれば同じような事例が出てくる可能性は高いと思います。

●檜谷委員 調査された中で、車で火葬してしまうという事業者がいらっしゃることを御紹介いただきましたけれども、こういう場合は火葬を御依頼された方は、火葬が終わった時点でお骨だけ引き取って、そのお骨は御自分でどこかに持って行かれるという理解でよろしいでしょうか。

●事務局 そうですね。移動火葬車は外観からは言われなければ分からない状況です。火葬につきましても、火葬する動物の中型とか小型とか種類によって車種を変えておられるようですし、800度くらいで火葬されておられるようで、事業者がおっしゃるには臭いも煙も出ないという状況らしいです。火葬した後の焼骨につきましては飼い主の方がどこかのペット霊園に納められるということです。

●榎村会長 分からないから住民さんから意見が出ないのか、この辺りは分かり辛いのですが、機械、技術が進んでいるので問題なく火葬ができると。問題なのは霊園ができることだと理解したらいいのかなと気になったのでお尋ねします。

●事務局 火葬の場合もそれほど環境に影響が出る状況ではないと考えておりますが、ただ、町の一角で、車で火葬されているという状況を問題視されるという状況にあると思います。

- 北條委員 移動火葬車なのですが、私は駐停車の問題とかもあるのではと思っています。私が調べた中では全国の業界の約半数が移動火葬車を運営しているかもしれないという情報もあって、そうなってくると、もし建物を規制していったら、火葬車が増えてくる可能性があるのではないのでしょうか。そうなった時にどこに停めてもいいのかとか、見た目は分からなくても作業が始まったら何となく火葬車であることが周囲に分かってくるのではと思うので、その辺りは心情的に人が目にしたらどうなのかなと感じました。
- 事務局 全国ペット霊園協会に聞きましたところ、関東はどちらかというと移動火葬車の規制の方向です。火葬につきましては、心情的に家の近く、または、事業者の敷地まで車を持って行って火葬をして、また依頼された方の所に持っていかれるという話を聞いております。
- 榎村会長 人間の墓地の場合、社会の変化とか無縁化が進んで、後どうなるかとか危惧はあるのですが、ペット霊園の場合は今必要だから、どんどん開発してペット霊園ができるということはニーズがあるからできると思うんですが、その後の土地がどのようになっていくか、その辺りはどうなのですか。私が心配しているのは、一時はそういう状況になると思うのですが、何十年かたってそこがどういう風になっていくか。人間の墓地の方はそういう意味では霊園を経営したいというのがはっきりしていますよね。この場合は現在、誰がやってもいいということになっているのでしょうか。
- 事務局 人の墓地につきましては、京都市の場合は宗教法人が経営するということが要綱に定めておりますけれども、ペット霊園につきましては会社組織でされておられるところもございますし、お寺がされているところもあります。ただ、別添2の表なのですが、2番目の上京区もお寺なのですが、50年前から開始しているとおっしゃっております。榎村会長がおっしゃられたように人の場合は先祖代々ということで永年性ということが非常に大切ですが、ペットの場合はなかなか永年性、永続性があるのかというと、どうなのかなと思うところがあります。お寺に聞いたところによると、何年契約ということで契約が切れたら次の新しい人にその場所を使っていただくと聞きました。
- 多々納委員 先ほどの山科区の件の補足をさせていただきたいのですが、建物があったら違うのだというお話をされたと思うのですが。あと、懸念事項の3つの点が指摘されていたはずですが、そこについてはクリアされたから、それとも懸念と許可の基準が全然関係ないので対応しなかったのか、多少あったけど大丈夫だと判断した

のか、あるいは開発委員会とかもあると思うのですが、そこに係る案件になるような場合もあるのでしょうか。どうでしょうか。

●事務局 都市計画法の中で、土地の造成を伴って建築物を建てる場合は都市計画法の開発許可が必要になるのですが、今回は先ほど申しましたように建築物がございませんでして、目的はペットの墓地の造成ということで、当然建築物に該当しませんので都市計画法の手続きが必要なかったということでございます。

景観対策を講じてほしいという要望に対しましては、計画地と住宅地の境界線上に植樹、風致条例上の修景措置によく使う手法なのですが、遮蔽をする。それも緑で遮蔽をすることによって景観を整える内容で許可をさせていただきました。

防災上の観点ですけれども、当初は他法令、例えば宅地造成等規制法であるとか構造上の一定水準を求める法令には抵触しない、つまり手続きが必要でないということでしたので、そこでの対応というのは当初はできてなかったのですが、今年度入ってからですが、再度現場の斜面地の状況を見て、行政指導の範疇ではあるのですが、しっかりと今後将来にわたって斜面崩落が起きないような安全措置を講じなさいということで土木的な見地から指導をさせていただいております。それと当初は安全対策ですけれども斜面地にも墓石を建てたいという事業計画でしたが、斜面地を触らない、現場の状況がなかなか分かっていたかきにくいのですが、斜面地がありまして住宅地と隣接地に3メートルほど幅でフラットな平地がございまして、斜面地は触らず、そのフラットな部分だけ墓石を建てるというような、いわゆる事業計画の縮小ですね、これを行政指導いたしまして、事業者の方も了解をいただいたような次第で、地元の方の要望事項については行政として、あるいは事業者の理解を得て対応をさせていただいているということでございます。

【(2) 審議事項の説明】

●榎村会長 よろしいでしょうか。たくさん御質問、御意見とか、何を審議するのか、どれくらいの範囲を考えるのか、ということで御意見をいただいている訳ですが、資料5を見ますと審議事項ということが少し出ておりますので、先に進めさせていただいてその中でまた御意見をいただいているのかなと思いますので、資料5と6の説明をいただいて、審議事項がこれでいいのか、もっと考えないといけないのかとか、何か抜けてないのかとか、その辺りをこれから御意見いただいた方がいいのかなと思いますので、資料5と6について、事務局の方から一括して御説明をお願いしますでしょうか。

●事務局 資料5の京都市ペット霊園対策検討審議会における審議事項ということで、1の条例の目的ということで保護法益ということで何を護るべきかと、快適な住環境の保持、公衆衛生の維持向上、風致関係の景観保全と挙げさせていただいたのですが、これ

以外につきましても何を目的としていかなければいけないということを御論議していただけたらと考えております。

規制の対象として、墳墓とか納骨堂、火葬施設、移動火葬車、葬儀場などとさせていただきます。ペット霊園につきましましては主だったものはこれだけなのですが、これをすべて規制していかなければいけないのか、このうちのどれをターゲットにして規制していかなければならないのか、ということをお審議していただきたいと思っております。

規制のあり方といたしまして、規制の対象ごと、例えば先ほどの墳墓、納骨堂その規制の対象ごとに、それにふさわしい規制のあり方を検討していただけたらと思います。その中で立地規制ということで、他都市の条例を見させていただきましたら、例えば住居から、住居以外にも対象を設けておられるところもあるのですが、距離を設けるようにしております。それとも、用途地域で住居地域とか工業地域とかありますが、そういった用途地域別に制限を加えていくべきか。そういったことにつきまして御論議していただけたらと思います。また、距離制限をした場合、他都市では100mとされているところが多いのですが、その距離を何mにするべきかという課題を論じていかなければならないのかと思います。用途地域とする場合もこの地域を指定すべきか、どこで制限を加えるべきかという御論議が必要かなと考えております。

業規制ということで、事業の適正な実施を図るため、必要とされる規制の内容を検討いただけたらと思います。

あと、(3)といたしまして設備規制ということで、例えば火葬炉の構造とか機能とかそういった基準につきまして御審議いただけたらと考えております。

手続面では、許可とするべきか、届出とするべきか。また、申請者の事前協議について、多くの自治体を見させていただくと、標識の設置とか住民説明会、そういった申請の前に一定の住民の方に周知を図るということをお求めておられます。どの程度のどの範囲で行うべきかの御論議が必要かなと考えております。

そういった規制をさせていただく時に、規制が適正に遵守されているかを担保するための措置を、立入調査権の付与とか例えば違反に対する是正措置、罰則の是非などについて検討していただけたらと考えております。

一方、新しく設置される場所もあるのですが、既存施設の取扱いとして、条例ができる前に今のうちに霊園を作っておこうということが考えられますので、そういった既存施設の定義を検討する必要があるかなと考えております。

それと規制適用の可否、既存不適格なものに対しまして、どのように新しく規制した内容になじむように指導していくべきかということをお検討していただけたらと思っております。

次のページの全体のスケジュールといたしまして、本日は第1回目の審議会ですが、第2回目につきましては7月下旬から8月上旬くらいに各論的に墳墓、納骨堂といったものを対象といたしまして、条例の目的とかを含めて御論議いただけたらと考えて

おります。3回目といたしましては8月下旬頃、あくまでも目安ではございますけれども、墳墓、納骨堂、火葬施設、移動火葬車についての各論的な御論議をいただけたらと考えております。第4回目といたしまして、9月くらいに火葬に関する施設、車等についての規制のあり方、既存施設の取扱い、手続きについて御論議いただけたらと考えております。第5回目といたしまして10月くらいに諮問内容に対する答申の素案を形作っていただきまして、10月の下旬から11月下旬の1ヵ月間、パブリックコメントをまとめさせていただきまして、12月に答申をいただけたらと考えておりますのでよろしく申し上げます。

●榎村会長　　ありがとうございます。これまでもいろいろ御質問、御意見をいただいておりますけれども、これに対して御意見や御質問、付け加えたらいいものがございましたらお願いしたいと思います。これらは今まで庁内で御検討されてきて、こういうことを審議したらどうかということですね。

●事務局　　そうですね。私どもが一番頭を悩ませているのが立地のところなのですが、他都市は距離規制で住宅から何mと作ってはおられるのですが、なかなかそれでいいのかどうかということもありますし、その距離が他都市で考え方がばらばらで、一番多いのが100mということですが、京都市の場合、それを踏襲という訳にもいきませんし独自の考え方で、一定の根拠を持って、距離にする場合は距離を決めなければいけないと思っております。

●榎村会長　　今の審議事項を拝見すると、かなり細かく書いてございますけれども、もう少し大枠でどのように考えていけばいいのか、大枠の考え方もいただければと思います。

●原田委員　　ひとつ大きな点を申し上げますと条例の保護法益のところは風俗感情はあえて外していらっしゃるのでしょうか。それとも実はそういう訳ではないということなのでしょう。風俗感情も保護法益のひとつとなるのではないかと思います。入れないという必要もないのかなと思いました。

もう1点ですけれども、立地規制についてどうすべきか庁内で非常に問題になっているということですが、業規制をどのように作るかは難しい問題で、先ほど継続性の話がありましたが、おそらく人間のお墓の場合との違いとして、継続性を担保するための措置を考える必要性があるのかもしれない。つまりずっと経営する必要はなく、経営を止めてしまって誰も管理しなくなり荒れ放題となることでは困るので、止めるなら止めるで、他の誰かが管理するなど、継続的な確保措置、構造の確保措置みたいなものが必要ではないのかという気がいたします。例が適切かどうか分かりませんが、採石法ではそういったことがありまして、零細業者が止めてしまっても、その後、誰かがちゃんとやるように保証するとかやってなかったら措置命

令を出すとかそういう仕組みがありますので、そういう措置を置けば、これに関してはこの条例ができる前であったとしても、その点に関してはちゃんとやってくださいと比較的言い易いと思いますので、許可をもう一度取ってくださいとは言い難くても継続的な管理をやってくださいという措置及びやらない場合の命令ということだったら、比較的作りやすいのかなという気がいたしました。

立地規制のところでは距離制限や地域指定をする方がすっきりすると思うが、京都市のような特殊な事情、あるいは従来、宗教法人が主体としてやっていたということからすると、前面に立地規制や事前の参入規制を出すのは返って得策ではないのかもしれない、そちらは届出制としておいて、後ろの事後的な措置を厚く作った方が行政執行上はやりやすいのかもしれないという印象を持ちました。

●榎村会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。私も今の意見に関しまして保護法益のところでは風俗感情といいますか、今までだったら別にペットの霊園というのは考えられなかったのです。それが必要とされるようなこの前段の話が無いとこのペット霊園の位置付けっていうのがうまくいかないのかなと思うのですね。元々は廃棄物として考えられていたし、今でも中央斎場で火葬されたものはそういう扱いがあるということでございまして、人間とちょっと違ってきているので、それを動物愛護管理法とかいろいろ人間の心情に照らし合わせてっていうことですので、何かそのものもいるのかなとか思いますけれども。そういうことを検討する必要があるのかなのかということをお少し考えてもいいのかなという気がします。

●北條委員 他都市の条例をちゃんと読んでないのですが、事務局のお話で離隔すべき距離を100mと設定している都市があるという例があったと思うのですが、逆に100m圏内に入ってきたらこういう届出をなさいますとか、説明会を設けてくださいとかそういうやり方もあるのかなと思いました。あまりにも許可、許可で縛ってしまうと行政の方も見るのも大変だし、設計側としても大変だし、事業者の方も計画を立てるのも大変だし、事業を進めるにあたり段取りが大変だなという印象もあります。たぶん、対象もお墓だったり納骨堂だったり葬儀場だったり規模もまた違うものだったりするので、その状況によっても変わってくるのかなという印象を受けました。

●榎村会長 山科でいろいろトラブルになっている所とか実態がどうかとか現地も見せていただいて、いろんな状況を把握しながらやった方がいいのではないかと考えております。

●多々納委員 視察とかヒアリングとか僕も大事だと思います。あと、他都市の事例も行政の方で非常にたくさん調べられているかのようなので、早めにその資料をいただいて、ポイントというか、その論点という所を少し京都市との違いで説明いただけ

たら議論がしやすいなと思いました。

今日の参考資料2というところで、4つほど条例の骨格をあげていただいているのですが、横浜市の話が最初ありましたけれども、そこはここには載っていません。逆に横浜市には条例が無いのかなと思ったりするのですが、その辺のところ行政サービスとの関係とか状況とかこれも併せて教えていただけるとありがたいなと思います。次回以降でその資料をいただくとありがたいなと。

●榎村会長 今御意見のありましたように早めにいろいろな情報をいただいとくと色々考えることもはっきりしてくるのかなと思います。参考資料2というのは東京、千葉、相模原、新潟とありまして、4つ並べてあるのは時系列でこのように許可しているというのかタイプが違う4つがあるのかそういう意味ですか。

●事務局 京都市と同じ政令指定都市を挙げさせていただいています。条例はかなりの自治体で作っておられますが、ただほぼこれに近いスタイルにはなっております。

●榎村会長 私の関心があるのはペット霊園だけの所が多いと思いますけれども東京都板橋区というのは第15条で墓埋法許可施設は適用除外と書いてありますが、人間の霊園の所に併設されているようなものがあるのですかね。いろんなケースがあると思うし現状、人間の墓園についてもさっきの斜面地の問題とか景観の問題とか安全性とかいろいろあるとは思いますが。原田委員さんの衛生上の問題とかも。

●事務局 ただいまの御質問ですが、お寺と併設したところがあるかどうかということでございますけれども、先ほど資料4で御説明させていただきましたが、宗教法人が墓地埋葬法に基づく許可をお持ちの所なのですが、そちらと併設してペット霊園のお墓を経営されているというのが調査した中でいくつかございました。この中で言いますと7ページの別添1の方に分布図を書かせていただいておりますけれども、こちらの[寺]とあります所はすべて人のお墓をお持ちの所でいらっしゃるしまして、京都市の場合は要綱ではございますが、人の墓地に動物の死体を埋葬しないことと定めております関係があるのかも分かりませんが、立入させていただきましたお寺につきましては、すべて人のお墓、隣接はしておりますけれども確実に隔壁等で区画をされて同じ敷地内ではありますが、人のお墓とペットのお墓は確実に区画をされていたというような状況でございました。

●榎村会長 これは境内地ですか。

●事務局 境内地でございます。

- 榎村会長 何か他に資料5につきまして、御意見とか御質問とかございましたら。

- 笠原委員 ペットという言葉が使われておりますが、ここでのペットとはどういうものか定義がどこかにあるのでしょうか。大型のペットや今後いろんなペットの種類が出てくると思われますが。今は犬、猫だけを考えるということですが、ペットとは何かを定義しておかないと困ることが生じるのではかと思われます。

- 事務局 ペットという定義と同一かどうか分かりませんが、動物愛護法では愛護動物という定義を設けておまして家畜も入ってしまうのですが、牛、豚、馬、めん羊、山羊、犬、猫、家うさぎ、鶏、家鳩、あひるが動物愛護法の愛護動物になります。

- 榎村会長 今のお話でその範囲のものをペットとするというのか、範囲はここで決めていくのか動物愛護法に基づく何かそれに限定していくのかとか。原田委員さんどうですか。

- 原田委員 立法技術的には条例であえてペットについての定義とか十分に考えられるとは思いますが、ペットをどう規定するかによって漏れが生じたり、そうでない動物を対象にするといったことが出てきますので、動物愛護法上の愛護動物だけにするのが立法技術としては一番簡単だと思いますけれども。

- 北條委員 ペットの定義でお話しされているのですが、ここでペットが例えば動物愛護法で決められたものと定義したとしても、業者で扱われるペットと差が出てくると思われる。私が聞いた中ではへび等もペットだそうで、そうなるはどこで線引きするかということが難しくなってきます。
 ちょっと話が変わりますが、この全体のスケジュールを見ていると、10月の下旬から11月の下旬にパブリックコメントという欄があるのですが、通常、ホームページで掲げられたり、駅で見かけたりということがありますが、今回の内容は特に業者の方がすごく気になる内容であると思っています。資料5の4番の既存施設の取扱いという欄があるのですが、いきなり条例を作ったから既存不適合ですよと言われてもどう対応したらよいかという話も出てきますし、この周知の方法も考えていかないといけないのかなと思います。行政のこの度の調査の中で既にこの取組を知っておられる業者の方もいらっしゃると思いますが、調査を拒否されている業者の方もどういう事情が分かりませんが、そういう業者の方の声をどこかで拾う必要があると思います。

- 榎村会長 12ページでスケジュールが書かれていますが、各都市の条例であるとか現地視察であるとかなるべく早くこの中に組み入れていただいてと思います。今おっしゃ

ったのはパブコメの前にということですか。

●北條委員　そうですね。パブリックコメントで周知しても情報は行き渡らないと感じています。常に情報を収集しているとは限らないし、できるだけ早い段階でこういう審議をしていることを何かの形でお知らせする必要があるかと思います。

●榎村会長　スケジュールの中で公開となっており、今日も傍聴に来ていただいているとは思いますが、それをもっと何か出していくということですか。京都市の場合はどのようになっているかわかりませんが、議事録みたいなものを出すようになっているのか、なっていないのか。一応パブコメという段階までに審議を詰めてしてある程度まとまった段階で御意見を聞いていくのかと思うのですが。今のお話は途中の段階で皆様にお知らせした方がいいということですか。

●北條委員　別の委員会では議事録が間に合わなくて、パブリックコメントをやっている最中に後半の議事録が公開されていたので、パブリックコメントの質疑の中に議事録が挙がってないけどどうなの、という意見もありました。行政の発信する情報をチェックしておられる方ももちろんいらっしゃいますが、どういう風に公開されるのか気になりました。

●榎村会長　事務局の方ではどのような段取りでお考えですか。

●事務局　公開につきましては各委員会公開で実施いたします。議事録の方は各委員さんに御確認いただいた上でホームページに公開して参りたいと思っております。パブリックコメントにいたしましては、基本的に条例の素案的なものを考えておまして、考え方とか規制方法、内容などの大枠をある程度まとめた形でパブリックコメントをかけていきたいと考えております。また、業者などには事前に調査させていただいておりますので、調査の対象となりました業者にはパブリックコメントの実施については御案内していこうと考えております。

●榎村会長　一応そういう形で傍聴も毎回公開していただいておりますし、議事録も公開して情報は関係ある人は取っていただけたと思います。他に次回までにとか、この過程の中でもう少し議論しておいたほうがいいのか、こういう資料があったほうがいいのかございませんか。

●檜谷委員　資料5で、他都市でいくつかすでに規制をされている。その中で、立地に関するものに一番興味があるのですが、距離規制、用途規制ということなのですが、例えば、どういう効果を狙って住宅から100m離そうとされたのかを明らかにして

いただければ、今後議論する時の参考にできるかなと思います。

●榎村会長 先ほどどなたかからも御意見が出たように他の都市もありますし京都市という特別な歴史的文化財であるという都市全体がそういう所だということが他の都市と違って考えないといけないのかなとは思いますが。こういう視点からもう少し審議事項で挙げておいた方がいいとかございましたら。

●多々納委員 山科の事例と関連すると思うのですが、安全の話と周辺の迷惑の話は両方だと思えるんですね。安全というのは周辺の住宅地への迷惑の話になると思うんですね。斜面崩落が起きるとか。それをここでいう設備規制というのか、立地規制ではないと思うし、どこでそういうのを扱うのか、機能とか構造とか設備規制になるのですかね。

●事務局 基本的には立地規制の範疇に、ちょっと守備範囲を広げてしまうのですが、局所的には災害の起こりやすい地形とか、急傾斜地で定められている急傾斜地崩壊対策地域とかそういうのがございますので、かなり守備範囲を広げる話なのですが、用途地域、あるいは調整区域、市街化区域、区分の話と同じでかなり局所的な話にはなるのですが、立地規制の中に包含する話になるかと思えます。

●多々納委員 そこには立地させないという話ならそういう言い方ができるとは思うのですが、逆に適切な措置を取れば立地できるという造成に対する技術的な補償は対応するところがあるとは思いますが、その辺りも立地規制の範囲で考えればいいのですかね。

●事務局 そうですね。設備の話は焼却炉の構造とかそういうイメージで書いていると思います。

●多々納委員 そのイメージは分かります。僕がイメージするのは例えば山の切り方、排水設備とか宅造だったらそこでのイメージはあるのですが、建物が無いにしてもそれに類する議論が出てくるそこら辺りの議論はどうするのかというのが気になったのですが。設備、立地規制ですか。立地規制でできるならそれでいいですけども。

●事務局 都市計画法や宅地造成等規制法の中で必要な法面の保護の技術基準とか排水設備のあり方とか明記されております。施行令でも細かな技術基準がありますので、基本的には立地規制の中でかなり用途とかいわゆる区域区分の話、マクロな話に比べて、即自的な話になりますけれども。立地規制の守備範囲の中で議論していただけるのかな

と。

●多々納委員 分かりました。

●榎村会長 15ページの各都市の中で面積要件っていうのを書いてある所は無かったのですか。そんなに大きな所は日本では見ないなという気がしますけれども。また具体的な条例の説明の時に教えていただければと思います。

●北條委員 ペット霊園と話が違うとは思いますが、ちょっと疑問に思っていることがあります。私は昔、小型のハムスターを飼っていて、その時家の庭に埋めたりしていたんですね。今の住宅って庭自体が無い住宅が増えていって、マンションも多いです。それだからどんどんペット霊園の需要が増えてきたのかなという気がしています。公的に本当に埋めてもいいのは私有地だけなのですか。

●事務局 自分の土地でしたら何ら問題は生じませんが、他人の土地でしたら土地の所有者の承諾が必要です。

廃棄物処理法では、動物の死体は廃棄物となりますので、動物霊園事業で取扱う時だけは廃棄物としての取扱いはやめましょうということで、ゴミを公園に捨てるのと同じこととなります。

●榎村会長 全体を通して御意見とか御要望がございましたら受け賜りたいと思いますが。

●笠原委員 これからの審議事項を資料5のようにまとめていただいている一方、15ページの参考資料2に他の都市の条例の骨格がまとめられています。15ページでは市により条の番号が異なりますが、条項として必要な項目がよくまとまっていると思います。今後資料の作成や説明の際、資料5及び参考資料2との関連付けをしていただければ、議論しやすいかなと思います。

●北條委員 もし霊園のフィールドワークを計画していただけるのなら、できるだけ早めに段取りを組んでいただけたらありがたいです。

●榎村会長 その辺りはお願いできますでしょうか。

●事務局 私どもも実際見ていただく方がよく分かるかなと思いますが、調査させていただいた中で調整させていただいて、御協力いただける施設等をピックアップさせていただいて、そういった機会を設けさせていただくようにいたします。

【(3) その他】

- 榎村会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでしたら時間も迫って参りましたので、第1回の会議はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

- 事務局 特に無いですが、議事録につきまして早急に作成いたしまして、皆様方に送らせていただいて確認していただいた後、ホームページに載せさせていただきたいと思えます。それと御意見いただきました資料等につきましては、次回までに分かりやすい資料として作成させていただきます。

次回の日程ですが、改めて委員の皆様方に御照会させていただきながら御連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

【5 閉会】